## International Economic and Financial Review

# 国際経済金融論考



Institute for International Monetary Affairs

(財)国際通貨研究所

**October 1. 2003** 

### 欧州の金融統合の進展1

-SEPA(単一ユーロ支払地域)の実現と今後の課題-

経済調査部長 森 純一

(Junichi Mori)

email: junmori@iima.or.jp

EU 域内では、本年7月1日から域内他国向けのユーロ建小口送金の手数料をそれぞれの銀行の国内送金手数料と同一とすることを定めた EU 規則 (regulation) 25602の適用開始に伴い(内容添付表) 実際に各銀行窓口での EU 他国向けの送金手数料が国内並とされている。たとえばドイツの銀行からフランスの銀行にユーロ建てで 12,500 ユーロ以下の送金をする場合、当該仕向銀行の国内送金手数料が 0.6 ユーロであれば、ある一定の条件を満たす限り、そのフランス向け送金に 0.6 ユーロ以上の手数料を徴求することは出来ない3。昨年7月1日からは、カードと現金 ATM による支払いについても既に EU 域内では国内国外を問わず、同一料金での処理が義務付けられている。このように内外格差のない小口支払いが行える地域としての EU を Single Euro Payment Area (SEPA)と呼んでいる。

SEPA は7月より機能をし始めたわけだが、実際には域内での支払いシステムの整備には時間がかかり、各国の金融機関は国外送金について当面赤字での運営を余儀なくされているようだ。本稿では EU におけるリテール向け送金手数料の国内並扱いがどのような過程で決定され、実行されたのか、また今後どのような展開となっていくのかを考えてみたい。 SEPA の動きはアジアにとっても無縁の出来事とは思えない。アジアの潜在性を考え、その成長を支えていくには、SEPA のような域内共通の効率化への取り組みが求められていくと考えられるからである。

<sup>1</sup> 本稿は外国為替貿易研究会 国際金融第 1113 号 (2003.10.1) に掲載されたものである。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Regulation (EC) No 2560/2001 on cross-border payment in euro

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 独禁法の問題もあり、手数料の高さそのものの決定は各銀行の自由だが、内外手数料は同じでなければならない。

#### リテール分野での統合

ユーロの導入からすでに5年近くになろうとしている。この間において欧州の金融統合の条件作りは済々と進められている。欧州の金融統合の指針となっている Financial Services Action Plan (FSAP)もその最終段階に入っており、2005年末の完了を目指している。現在の欧州議会の最終セッションが来年 4 月までということもあり、その前には大きな方針を定めておかねばならないとの考え方から、欧州委員会は残された問題の処理についても一段と拍車をかけている。

一般に欧州金融統合の進展については、銀行間資金市場や国際債券市場などのホールセール市場での統合速度に比べて、リテール分野では統合が遅れていると評価されている。 FSAP は安全で開かれたリテール金融市場の実現を目標の一つとして掲げており、その内容はおおむね以下のようにまとめることが出来る4。 消費者が単一市場に参加するに際しての十分な情報の提供と安全策を講じること、 リテール商品の国境を越えての販売に不要な障害を取り除くこと、 汎欧州での電子商取引を可能とする法的な枠組みの整備、そして 国境を越えての小口の送金や支払いに過大な手数料がかからぬこととすることである。 SEPA はこの最後の項目に関係しており、したがって小口支払いの手数料を引き下げる SEPA は FSAP のリテール金融市場統合のための重要な課題であったということが出来る5。

ユーロ導入以前は欧州域内での国境を越えての送金は外国送金として処理され、その取り扱い手数料も国内送金とはまったく異なり高額の手数料、通信料、あるいは為替の交換手数料が課せられていた。そしてユーロの導入により、このような高額の手数料が不要になると期待されていたのである。

ユーロ導入後、大口国外送金については、EU 内を結ぶユーロの大口決済システム、TARGET が稼動している。一方、一般消費者向けの小口送金については域内での統一的なシステムがないことから、合理化が進んでおらず、その送金手数料もきわめて高いものとなっていた。2001 年に欧州議会が行った調査では、たとえば同じ金額を送金する際に、国内での手数料が1ユーロ以下であるのに、国外への送金手数料は平均24ユーロという高水準になっていた。

EU の域内単一市場は、域内での物、金、人の流れを自由として、効率的な経済を構築することを目指しており、同じユーロの支払いでありながらただ国境を越えることで大きな手数料の差が生じることは、域内単一市場が実際に機能する上で大きな障害となることは自明であろう。

#### 政治的な決定と技術的な制約

欧州委員会は 1990 年から域内での送金手数料の内外格差を問題としてきたが、97 年に

 $<sup>^4\,</sup>$  HM Treasury, the FSA and the Bank of England "The EU financial services action plan: A guide", July 2003

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> Financial Services: Implementing the framework for financial markets: Action Plan EU Commission May 99

は欧州閣僚理事会と欧州議会が域内の送金についての指令(directive)を公布している。 ここでは5万 ECU 以下の送金にかかる手数料の明確化や、送金所要日数について5日以内 とすることなどが定められている。しかしこの段階では同一通貨による送金を前提として おらず、その内容はユーロ導入後には不十分なものであった。

99 年には欧州中央銀行(ECB)が 97 年指令に関してユーロ導入に当っての問題点とその解決への道筋についての報告を出している6。また欧州議会は 2001 年にユーロ導入後の実状調査を行い、域内における送金手数料が国内送金と比して依然として高い事実を指摘し、銀行業界の対応を求めている。

欧州閣僚理事会と欧州議会は、当初銀行業界の自主的な取り組みに期待していたが、銀行業界の動きは緩慢であったため、理事会・議会は 2001 年 12 月、冒頭に述べたとおり EU 域内におけるユーロ建ての国外支払いについて国内と同一の料金で行うことを定めた、規則 2560 を可決した。

銀行業界も上述のような理事会・議会の動きに呼応せざるを得ず、2002 年 6 月には European Payments Council ("EPC")を創立し、欧州における送金手続きについての基準 作りを行う機関を定め、実現に向けての動きを早めた。実際、銀行業界は域内での効率的 な送金システムの構築のための努力を行っては来ていた7。ユーロ導入後のユーロ圏における基幹的な決済システムは TARGET と EURO1 である。TARGET は EU 各国のグロス決済システムをリンクする RTGS システムだが、すべての送金を RTGS 処理するとかなりの流動性コストが必要となること、利用料が高いこと、また TARGET が全小口送金を処理することはシステムの能力からも無理であることから、小口の送金の大量処理には向いていない。

比較的小口の送金に利用できるものとしては、ユーロ銀行協会("EBA")が運営する EURO1 に接続する STEP1 である。これらはネット決済システムで流動性が節約できること、TARGET 比利用料が安いことが利点である。EURO1 が大口送金用のシステムであるのに対し、STEP1 は小口送金用の決済システムであるが、あくまで EBA に加盟した参加銀行間のみで決済を可能とするものであり、また国内手数料までの引き下げは難しい。

このほかに、ドイツのインテグレーテッド型決済システム RTGSplus、フランスのネット 決済システム PNS など、各国毎の複数の有力なシステムが稼動しているが、いずれも国際 的な参加銀行が限られること、もともと大口送金向けで手数料が比較的高く、本格的な小 口送金決済には適していない。さらに国外送金について欧州ではこのような集中型の決済 システムではなく個々の銀行が相対で結んだコルレス契約に基づいて国外送金を処理する ことも行われてきた。コルレス方式の送金は手作業の部分が多く、コストの引き下げが難 しいとの指摘も ECB から行われている。

こうしたことから7月1日以降も効率的な小口送金向けの銀行間決済システムが不在の

\_

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> ECB "Improving cross-border retail payment services the Eurosystem's view" September 1999

<sup>7</sup> 国際通貨研究所編「ユーロ後の EU 金融証券取引」1998

なかで、各銀行は外国向け送金を赤字で運営しているのではないかと推測される。また逆 にコスト増を補うために国内送金を値上げしてしのいでいる例も見られるようだ。

#### SEPA 実現の条件と今後

SEPA は既に走り出したが、SEPA が本当の意味で成立するためには二つの条件がある。 第一は域内での法的な枠組みの問題であり、第二は実際の決済システムの問題である。

第一点について規則 2560<sup>8</sup>により国外送金の取り扱いについての基本的な枠組みが固められた。第二の点は上記の法的な枠組みを満足する実際の送金を決済するシステム的な対応である。これには Straight through processing ("STP")を可能とするシステムそのものの対応と、それに必要な域内での標準化がある。

欧州での小口の送金決済を行える機関を PE-ACH (Pan-Europe Automated Clearing House)と呼ぶ。PE-ACH は個別のシステムの名前ではなく、汎欧州での決済能力を持つシステムを言い、複数の候補がありうる。一番可能性が高いのは EBA のシステムであるが、RTGS plus などもその可能性は持っている。EPC はこのような複数システムが並存することも念頭において標準的なプロトコールや、Best practice の設定を行っている。

#### SEPA を巡る今後の動き

銀行業界からすれば強制された形での相当に乱暴な SEPA のスタートであるが、ユーロ 導入による消費者の便益向上には応えざるを得ない。それでは今後 SEPA を巡ってどのような方向性が考えられるのだろうか。

当面、欧州の多くの銀行は既に述べたEBAや、RTGSplusなどの既存システム、あるいはコルレス方式での送金によりコスト面での負担を背負いながら新しい効率的なシステムの構築を進めていくほかにはない。EBAはこのため低コストで大量処理の可能なSTEP2を開発しており、本年4月よりパイロット行18行でスタート、7月には欧州主要大手行13行を加えて本格稼動した。この10月にはさらに18行が参加するが、この中にはドイツ連銀及びオーストリア中銀も含まれており、両国の中小金融機関もそれぞれの中銀の現行ネットワークを活用してSTEP2に間接参加できる見通しである。ECBも十分なシステム面でのバックアップがなければ、銀行業界がコスト負担に耐えられず、国外送金業務の円滑な発展が望めなくなることもありうるとして、システム構築を全面的にバックアップするとしている。

SEPA への最終的な対応は EPC では 2010 年を目処としている。実際、各国の法制をそれぞれ整合性のあるものとし、かつ各国のコンピューターシステムや、事務フローを整えるのは大変な仕事であり、本当の意味での自動処理システムに支えられた SEPA の完成にはなお相当の時間を要することは間違いない。しかし米国と並ぶ大きな経済圏であるユーロ圏のなかで送金や支払いにかかるコストが大幅に下がることは大きなメリットを生むであろうことは想像に難くない。特に電子商取引の進展などにより、モノの面での流れがま

\_

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> Regulation (EC) No 2560/2001 on cross-border payment in euro

すます自由になれば、金の流れが効率的かつ廉価になることの意義はきわめて大きいと考えられる。

#### アジアにおける可能性

ユーロのような共通通貨は存在せず、コルレス銀行を中心とする外国送金システムに依っているアジアの現状を考えれば、欧州における SEPA は遠い他人事のようにも思われるが、実は SEPA を巡る動きはアジアにとっても多いに参考になることがあるのではないだろうか。アジアでも域内金融に関わるコストを効率化によって引き下げていくことが課題であることには変わりないからである。

送金手数料について言えば、アジアでも大企業の場合にはネッティングの利用などにより銀行手数料の削減は可能であろうが、今後の経済発展を支えていくと期待される域内の中小企業についてはそうではあるまい。コストとなる手数料をできるだけ抑えるような努力が必要だろう。もとよりそれは金融機関の赤字で実現すべきものではない。むしろ技術的な工夫を凝らし、効率的なシステムと組織運営の末での引き下げでなければなるまい。外国送金を従来からのコルレス銀行のネットで進めるのか、あるいは地域としての集中的なクリアリング・ハウスを目指すのかという判断も必要であろう。将来のアジアを見据えて、出来るところから決済システムの標準化を考えておくべきではないか。たとえば欧州でも行われている標準化された銀行口座番号や国際銀行認識番号(IBAN)9の採用などである。

欧州は単一通貨が実現できたから SEPA が可能であって、異なる通貨のアジアではそれでは意味がないという議論もあり得よう。現に SEPA でも通貨の異なる英国でのポンド送金は対象から外れている。しかしながら通貨が異なろうと同一であろうと、企業活動が国際的な競争を行っているので、コストを引き下げなければ競争が難しいこともまた真である。異なる通貨であっても STP によりコストを下げることは可能なはずである。外国為替の取引については、送金の受取人が交換日を選べる必要がある。顧客と銀行間で為替取引を締結するにはかつては電話という手間のかかる手段しかなかったが、今はインターネット・バンキングの一部に組み込めるだろう。既存の概念にとらわれず顧客の利便を考えながら、新しい可能性が開拓できるはずである。このようななかで注目されるのはシンガポールの DBS 銀行とインドの ICICI 銀行が実現している、相互間の送金システムの連携である。DBS の顧客は ICICI の本支店に対して、複数の通貨をインターネットで安価に送金できる。

欧州におけるユーロの導入は地域協力に新たな意味を与えることとなった。それに触発されたこともあり、アジアにおいても域内での安定した為替相場制度のあり方についての議論が高まり、チェンマイ・イニシアティブが成立した。さらにアジア債券市場についての取り組みが行われている。

5

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> Engineering of Computer-Based Systems (ECBS)により定められた国際的な銀行の認識番号体系

アジアの金融システムは、アジアの経済発展を支えてその経済的潜在力を発揮することに十分貢献できるだろうか。米国や欧州の金融システムと比して十分な効率性を発揮できるだろうか。EU 経済圏は大きな地域である。このなかでの物の動きは巨大である。そして資金の流れも巨大である。この広大な地域を効率的な支払いシステムで結ぼうという試みが SEPA である。これに比べてアジアの支払いシステムは劣後しているし、放っておけばその格差が拡大していくことになりかねない。アジアにおいても Single Payment Area in Asian currencies を実現したいものである。

 $Copyright\ 2003\ Institute\ for\ International\ Monetary\ Affairs.\ All\ rights\ reserved.$